

平成23年第1回甲良町議会臨時会会議録

平成23年2月21日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 発議第1号 濱野議員の議員資格決定の件
第3 発議第2号 山田議員の議員資格決定の件
追加1の1 会議録署名議員の追加指名
追加1の2 総務民生常任委員会委員長の選任について
追加1の3 議会運営委員の選任について
追加1の4 大滝山林組合議会議員の選挙
追加1の5 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙
追加1の6 委員会の閉会中における継続審査および調査について
追加日程2の1 発議第4号 議会広報発行のルールに関する決議（案）

◎会議に出席した議員（10名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
6番	宮寄光一	7番	建部孝夫
8番	藤堂一彦	9番	山田壽一
10番	西澤伸明	11番	藤堂与三郎

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	総務課長	山本貢造
会計管理者	山本昇	住民課長	山崎義幸
教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	陌間守	保健福祉課参事	中川愛博

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋久和	書記	宝来正恵
------	------	----	------

(午前 9時10分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年第1回甲良町議会臨時会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 濱野議員および2番 丸山議員を指名いたします。

ここで、2月10日の本臨時会の2日目の議案番号に誤りがありましたので、次のとおり改正をいたします。

まず、濱野議員の議員資格決定の件を発議第1号に、山田議員の議員資格決定の件を発議第2号に、宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)についてを発議第3号に変更いたします。

日程第2 発議第1号 濱野議員の資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、濱野議員の退場を求めます。

(1番 濱野議員 退場)

○藤堂議長 本件について、委員長の報告を求めます。

建部資格審査特別委員長。

○建部資格審査特別委員長 それでは、ただいまより、濱野議員の議員資格決定の件につきましての資格審査特別委員会の報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査の結果でございますが、発議第1号 濱野議員の議員資格決定の件につきましては、審査の結果、地方自治法第92条の2の規定に該当する。すなわち議員の資格を有しないと決定いたしました。

その審査経過とその理由ですが、株式会社浜野工務店は、甲良町の指名願申請業者である。平成21年7月9日、甲良町発注の甲良町介護福祉空間および子育て支援センター建設工事を落札しました。

滋賀県知事への届け出によれば、平成21年5月1日から22年4月30日までの完成工事高は2億6,495万3,000円であります。町発注の完成高は1億5,164万円となっており、町の発注高が57%を占める。これは明らかに地方自治法第92の2が示している「主として」に該当します。

それと、濱野圭市議員は、現在公判中の甲良町官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件に関し、「役員につく株式会社浜野工務店」、あるいは「私が実質経営

する浜野工務店」と記載した供述調書に署名・捺印しています。この調書の存在は後半で弁護士から読み上げられ聴衆も知る事実であります。そしてこれは、濱野圭市議員が入札に参加し、直接応札していることや、議会で自身の辞職勧告決議案が上程された際の弁明で「私どもの会社」と名乗り経営方針を話していることなど、「実質経営者」として彼の立場を表明した状況証拠を決定的に裏づけるものであります。

よって、濱野圭市議員は地方自治法第92条の2に該当しておりました。このことから議員資格を失うものでございます。

以上です。

○藤堂議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、濱野議員から自己の資格について弁明したいとの申し出がありましたので、これを許します。

濱野議員の入場を許します。

(1番 濱野議員 入場)

○藤堂議長 濱野議員に資格についての弁明を許します。
濱野議員。

○濱野議員 臨時議会の途中の委員会後に、突然帰りがけに資格審査特別委員会の設置の届けをいただきまして、その内容を見させていただきまして、本当に突然のことでびっくりをいたしておりました。

そうしますと、内容を見てみますと、私に対する内容は、恐喝未遂事件の裁判にかかわるいろんな供述で、実質私が経営者であるというようなことを宮寄議員が書いてあるのを警察、また検察の調書から見たというようなことが1点でございまして、もう1つは、建設業法にかかわることで、愛荘町から入札に関する通知が私どもの勤務いたしております会社に届きました。そのあて先に、株式会社浜野工務店濱野圭市と書いてあったと、それに対してあたかも私が会社の経営者たるべく解釈にとられ、いまだ訂正、形跡の跡も、また本人の異議申し立てもないということで、私が本当に経営者であるというような認識が高いのでないかなという2点のことで資格審査をしていただくというような内容のいただきました。

まず、後でお話をさせていただきました愛荘町からの通知に関しましては、私は愛荘町に入札に関する指名願のときに、あそこの町は代理人届の提出が義務づけられております。それに私が代理人というようなことで届けを出しているというところから、愛荘町の行政側も入札に関することで私の名前で

提出をされたものです。また、私の会社も代理人が私であるというようなことで何ら疑うこともなかったというようなことで、その2番目の愛荘町の行政処分の通知に関することは本当に明らかにこの理由から反するものだなというふうに思っております。

また、宮寄議員の恐喝未遂事件の裁判にかかわって、上申書を見ておきますと、私が実質経営する浜野工務店と書かれていたと、それを私は見たというようなことで、私がその言葉1つで経営者たることかなというようなことで兼業禁止に当たるといふようなことになってございます。

いずれにしてもそういう内容で審査をされたというようなことでございまして、いろいろと私も答弁書等々も提出をさせていただきました。その答弁書の中には、私が本当に実質経営者であるという本質的な意味での発言は一切したように記憶はいたしておりません。

そういったことから、まさしく今公判中で、司法の場の資料でもございまして、いろいろと私の方から証拠を出すというのにも少し時間がかかります。だから、もう少し時間をいただきたいと。しっかりと調査をしていただいた上で確認をしていただきたい。

また、宮寄議員の上申書にも載ってございますけれども、宮寄議員もそのような、私がそういった意味での内容の文章があったとすれば、その何ページかをしっかりと証拠として提出をしていただくことが本筋ではないかなというふうに思います。

そういうものが上がってきて初めて審査委員会でお調べをいただいて、私がまさしく実質経営者だというような意味合いのものであったのかというようなこともしっかりとお調べをしていただきたいというふうに思っております。

それと、本日、先ほど議会に参りましたら、建部委員長の報告書を見させていただきました。その中には、昨年1年間の売り上げに対するパーセンテージが、公共工事のパーセンテージが提示をされておりました。昨年はたまたまこのような形で仕事をさせていただいたという経緯もございまして、1年だけで見るとこういった数字になるかもわかりませんが、本当に過去というか、近年3年、5年というスパンでお考えをいただいたら、決して私の勤務しております会社は公共工事のウエイトが著しく低うございます。このような数字には、1年前はほとんど公共工事もやっておりません。もう1つ前は300万ぐらいしかやっておりません。その前はちょっと覚えてございませぬけれども、本当にそういったことで、1年だけとらえてみるとこういうような数字になるかもわかりませんが、3年、5年というような平均をしていただくと、全くこのようなことには該当しないのではないかなというふう

に思っております。

また、審査委員会の方も、実質内容を審査していただくのは2回のみ委員会であったように言われています。いろんなことを検証もされないまま、本当に議員という重い身分の資格を決められるということに対しまして大変疑問を感じております。

また、上申書、私もですが、山田議員にも上申書として提出されてあるのがまさしく今公判中であります宮寄議員、またもう一方の山崎正則氏の上申書が警察や検事の調書に書いてあったというようなことで、2人の議員に対して、また同じく2人の公判中の方の上申書が添付をされております。そういったことに対しましても何か、今本当に裁判をやられている関係の何か意味があるのかなという私なりの思いをいたしております。

いずれにしてもそういう司法の場での書類に見た、書いてあったというところが大きな争点になってあると思います。まだまだ公判中であるというようなことで結果がはっきり出ていないままに結論を出されることに対しまして大変疑問を感じております。

いずれにしても私はこのことについては全く納得がいきません。どのようなご判断を願ったのか、私は今確認をしておりますのでわかりませんが、万一議決をされたとなれば、私は即刻知事に申し立てをして適切な判断をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤堂議長 濱野議員の弁明が終わりましたので、濱野議員の退場を求めます。

(1番 濱野議員 退場)

○藤堂議長 これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

ただいまの濱野議員の委員会の報告書につきまして、反対の討論をさせていただきます。

濱野議員は、平成19年の選挙管理委員会の厳正な審査を経て立候補し、そしてまた多くの町民の皆さんの支持があつて当選ということになったわけでございます。

また、今問題になっている兼業の禁止に当たる確たる証拠があいまいな方法で確認もされず、このような審判を下されるのはいかなものかと私も疑問に思っております。

過去にも私の知っている方で、社長また役員をおり、平社員になり議員活動をされておりました方が多くおられます。その当時は全然問題にはなつて

おりませんでした。そのように記憶しております。今、この問題を転義するならば、甲良町の条例等を今後どのようにして改めていくのか、それを課題として委員会等で検討していただき、今後のさらなる甲良町議会が厳正に、公正に、建設的な議場であることをしていくためにはその必要が重要ではないかと私は考えております。

また、先ほども濱野議員が弁明の中で言うておられました理由の中の1つに、今まさしく公判中のお二方の上申書が理由の中に入っております。この言った、言わん、書かれてあった、書かれてなかったということが、この二度、三度の委員会で本当に皆さんがご確認ができたのか。弁護士が言っていたとか、宮寄議員が言っていたとか、そうじゃなくて、本当に皆さん、委員会の中の委員の皆さんが確認していただいてご判断をいただきたいとかように思っております。

よって、私はこの調査をもう少し慎重に行っていただき、そして結審をしていただくことを希望申し上げます。

そして、また、濱野議員1人の議員だけでなく、450人ほどの住民の民意の方にもかかわる問題でございますので、厳正に公平な判断をお願い申し上げます、反対の討論とさせていただきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

ただいまの濱野議員の弁明を聞いていますと、まず、道義的・政治的責任、全く感じていないという点で腹立たしい思いで聞いておりましたし、糾弾しないわけにはいかないということを改めて思います。

そして、兼業禁止に該当するかどうかの判定をする上で2つの要件が自治法の条文では要請されています。1つは、普通地方公共団体に対して請負をする法人であるかどうか。2つ目は、議員が法人の役員あるいはこれに準ずべきものであるかどうかの判断だと考えられます。この点で委員長報告は極めて適切で、妥当な判断だと支持できます。加えて、法の趣旨は、単なる法人の登記上の代表者だけを禁止の対象としていないことが重要です。これらに準ずべきものとして法人の経営、運営に影響力を行使している地位にいる者も対象にしています。

濱野議員の弁明を聞いていますと、登記は私はしておりません、法律上の代表者ではない、このことを強調しているかに見えます。濱野議員は立候補直前に、株式会社浜野工務店、以後浜野工務店と言いますが、この代表を退任し、登記上はこの禁止規定から逃れたかに見えました。

しかし、次に挙げるように、実質の経営者としての言動があらわれ、本当

の姿を覆い隠すことができなかつたのだと考えられます。百条委員会が厳しく指摘したように、1つに、非公開の最低制限価格の情報を得て、どんぴしゃの金額で落札をしたこと、2つ目に、指名選定されるよう行政幹部職員に働きかける言動を行ったこと、3つ目に、入札行為に参加をし、現に札を投函していることであります。また、代表者である濱野詳子氏は、ホームページ上で、浜野工務店の事務担当ですとスタッフ紹介され、現在もそのページが掲載をされています。5つ目に、甲良町商工会の会長就任時は浜野工務店の代表でありました。しかし、2期目の現在は1社員で選任されていることの不自然さが指摘されています。6つ目に、昨年9月議会で濱野議員の議員辞職勧告決議が出された際の弁明で、私どもの会社は次から甲良町の指名には一切入らんとこうと思っていますと発言しています。これは、議場に来て、辞職勧告決議が出て、浜野工務店の社長と連絡をとって浜野工務店の社長がこう言っているという伝達の形では全くありませんでした。まさに濱野議員が会社を代表して経営の方針、つまり甲良町の指名不参加を表明したことにはほかなりません。

次に、濱野議員の弁明書では、実質経営者の指摘に対し、発言は記憶にありませんなどと言っています。きょうもそのことが言われました。これは大変ずる賢いすりかえに過ぎません。公判での証言はもちろんです。宮寄議員の上申書は私が実質経営者だと認める記述が存在すると指摘しています。通常の警察、検察の調書は、供述を文面にして取り調べ官が読み聞かせし、間違いのないことを確認した上で最後に自筆で署名・捺印し、さらに任意で本人が述べたことを証明する形式を踏んでいます。

濱野議員は、宮寄議員の上申書の使い方を疑問視しているだけで、「私が実質経営者」の記述を否定していない現実が重要であります。公判事実を裏づける証拠書類であるため、大変重い意味を持つものだと考えます。宮寄議員の上申書は、容疑をかけられたものとして相手の主張を知る権利があることから調書の記憶を文面にして提出されたものでありますし、先ほどの濱野議員の弁明を聞いていますと、公判中の何か犯罪人の言い分を聞くのかという、そういうことにも聞こえてまいります。

このように、町内では浜野工務店の役員でないと否定をし、濱野議員が恐喝未遂を受けたとされる被害届では浜野工務店の実質経営者だと自認をします。まさに使い分けをしています。この使い分けは通用しないことは明白であります。地方自治法92条の2は、影響を及ぼす地域を限定したものではありません。浜野工務店が甲良町の請負業者である以上、浜野工務店の実質経営者は誰かが最大の争点であります。答えは明らかです。

議員は住民の代表、代弁者として住民全体の利益を第一に考えるのが最大

の任務であります。責任であります。自治体が発注する事業、物品の購入などについては公平公正さが強く求められるのは当然であり、現に福祉区間工事をめぐっては濱野議員が元社長だった浜野工務店が落札をし、公平公正な入札が歪められた現実が起きています。議員とその親族が経営する企業が行政発注の事業を請け負うことについては多くの住民はこれを是認していません。公共事業などの予算を審議し議決するのは議会の議員であります。その議員親族が自治体の事業を請け負うのはおかしいと考えるのは極めて常識的なことであることを強調しても強調し過ぎることはありません。濱野議員に関しては道義的責任の範囲をとっくに越していることを指摘しておきたいと思えます。

最後に、今日の資格決定につながる百条委員会での大変な困難な説明をやり上げ、官製談合疑惑の関係者4人の告発へと北川町長の決意を引き出した町民の皆様、議員、職員の方々の良識に心から感謝を表明するものであります。

そして、その刑事告発へと踏み出した北川町長の決断に敬意を表するものとして賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

反対討論を行いたいと思えます。

この資格審査の問題は、濱野議員に対する資格審査に2つの問題点が指摘されています。2点目の愛荘町の書類の件に対しては、前回の委員会でも委任されているということで多分委員の皆さん理解していると思えます。1点目の問題は、宮寄議員の上申書のみを判断することであるので、この宮寄議員の供述書の内容が、見た、聞いた、そして濱野議員は、そんな記憶はないと。だから、弁護士に相談していろいろなことを聞いてからということを行っています。両者の言い分は真っ向から対立しているのであります。

そして、西澤議員の報告書についても、これは宮寄議員の言葉を信用していろいろ書いていますけど、その真実性が感じられない。その中で何点か指摘したいと思えます。

最低制限価格の非公開の収集とか、2点目の指名選定されるような行政幹部に働きかける言動というのは、百条委員会で議会が議決して告訴してはいますが、何らまだ結果が出ていない。そういう中でこういうふうな委員会の報告書を提出しているわけですが、そしてまた、商工会のことも何ら問題ない。この前委員会に商工会の古川さんに来てもらって、役職という言葉が出まして、役員と職員、役職ということで、だから商工会の会長という

のは役員であろうと職員であろうと何ら関係ないということはこの前の委員会で証言していました。だから、西澤議員はここで商工会のことも言っていますけども、そんなことは何ら関係ないと。

そして、私どもの会社とか、いろいろ報告書の中でそういう言葉を使っていますけれども、自分が所属する会社を、それは他人じゃないから私の会社というのはこれは当然のことであり、そんなこと、言葉じりを使っているのはちょっと私はおかしいと思っております。

そして、恐喝未遂事件の調書で、そのものずばり私が実質経営者、署名・捺印をしていると書いてあるが、西澤議員は自分では多分見ていないと思うんです、これは。それは宮寄議員の証言のみを信用してそういう報告書を作成したと、こういうように私は思っています。

そして、宮寄議員の上申書についても過日の委員会で私が確認しましたように、濱野議員は宮寄議員に対して何も恐喝未遂で被害届を出していないんですね。出したのは山口透氏に対して被害届を出したと。だから、宮寄議員は自分の記憶があいまいな中でこういう上申書を出したのかと、そういうふうに、その上申書が果たして本当に信用できる上申書なのかということが問題であります。

そしてまた、年間の平均、直前3年間の官公工事の官公の問題を取り上げていますけど、これは単年度のだけであって、公共事業の50%を超えるということは。これは3年間のトータルでいろいろ審査するものであって、ただ単年度で評価するとこういう結果になりますけれども、トータルですればこれは問題ない。

というのは、建設業者というのは単年度で評価するのでなしに、やはり直前3年とか2年とか、平均でとってこういうことを審査するのであって、ただ不適切な単年度だけの指摘をしている。だから、本来3年のトータルであれした場合には関係ないというふうに、これは理解してもらえと思っています。

いろいろそういうことを指摘していく中で、西澤議員の報告書にほとんど推測による表現が多い。このような理由だけで濱野議員の資格云々をきょう議決するのは、私はちょっと問題だと思いますし、また、平成22年12月3日に百条委員会報告書の少数意見を私と山崎昭次さんが出したわけですが、藤堂一彦委員長に私たちか何点か質問をしたわけです。そのとき、本件は委員長一任決議に基づき疑惑ありの方向で調査報告書をまとめているところであり、官製談合疑惑はでっち上げとの立場を表明している兩名、私と山崎昭次さんの少数意見は兩名の責任で作成されるべきと回答されています。今回の資格審査委員会も、兼業禁止ありきで百条委員会の流れを踏んで作成したものではないかと私はこういうように思っております。

過去にもこのような事例が、建設業者が沢山おります、甲良町に、あったにもかかわらず、現在まで行政も議会も放置してきたところでもあります。そこにこのような兼業の問題が浮かび上がったわけです。

今後1つの課題として、来年の改選までに兼業禁止の条例をつくるように議会も行政もそれに取り組んでいくべきだと、そのように思っております。今ここで濱野議員の資格の採決をするのは、私は反対です。

以上、反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 まず最初に、賛成討論と申し述べておきます。

先ほどから聞いておりますと、あたかも私がうそを言っているような発言が相次いでおりますが、当資格審査特別委員会でも申し上げましたとおり、もう一度ここで若干時間をいただいて説明させていただきたいと思えます。

これは、濱野議員が私の公判で、公判大津地方裁判所で証言の中からの抜粋ではございますが、藤沢左官店に下請を私から頼まれたかという弁護人の質問内容でございます。

「今回の受注した工事の下請として藤沢左官というところを使っていますよね」という私の弁護人の質問に対して、「はい、使いました」「藤沢さんのところ、ここを使うことによって宮寄議員から頼まれたことがあったわけですか」「はい、聞いておりました」「宮寄議員のみからこれは頼まれたことなんですか」。そこで濱野さんは、「いや、ほかにも知り合いがございまして、できるだけ地元業者というようなことで、仕事もいい仕事をするからぜひ使ってくださいというふうなことで、その後にも商工会の方にもお入りをいただいて、息子さんも青年部の方にお入りいただいて頑張っているというふうなことで、今のところはいい結果につながっているというふうに私は思っております」という答えをなされました。「宮寄議員以外にあなたに藤沢左官を使ってやってくれというようなことを頼んできた人、具体的にどなたか挙げられますか」という問いに、「宮川組といたしまして土木の仕事をしていただいた宮川久年という人間からもそのように頼まれております」。これは公判で明らかになっていることですね。

というところで、私は藤沢さんに事情聴取というか、内容を聞きましたところ、浜野工務店の事務所に宮川久年さんと出向きまして、こちらの見積もりを提出したと。そしたら、よそさんの、名前は出しませんがよそさんの相見積もりを出されて、「ここだったらこれの値段でやってくれはるんですよ、藤沢さん」と言って値切られた。実質経営者である浜野工務店の社長は誰か。値段交渉もなさっているわけですね。これは明らかであります。上申書とし

て藤沢さんに提出してもらおうと思いましたが、ご本人に、やはり紙に残ることですから、それは私の方から遠慮させていただきましたという経過がございます。

それと、当資格審査委員会でも私の記憶をたどって読み上げさせてもらいましたが、もう少し奥深く最初から行かせてもらいます。

次に、山口らを被告人とする法廷で、今回の事件の経緯について証言しなければならない可能性があるということです。できれば許されることなら山口らのいる法廷で証言をしたくはありません。証言しないで済むものならばそれで済ませてほしいと思います。

なぜこんな気持ちになるかということ、まず宮寄ですが、何よりも宮寄は私と同じ町会議員であったということを挙げなければなりません。私が裁判所で証言するとなると、私が同僚議員を売ったという感じを世間に与えかねないと思いますし、甲良町は狭い社会ですから私の町内における立場が微妙なものにならないか心配です。議員としての立場もそうですし、私が実質経営する浜野工務店にも微妙な影を落としかねないと心配しております。

山口についてですが、山口は今回の事件前、頻繁に行政に対してクレームをつけてくる男でしたし、現に私たちをやくざまがいの言葉でおどしつけるようなやからですから、正直後の仕返しが怖いです。しかし、被害届を出した以上裁判所に証人として出なければならないということはわきまえておりますという検察官に対する供述調書がございます。

ここで、何度も申しますが、あたかも私が実質経営する浜野工務店、そこだけを抜粋したような言い方をされておりますが、事実今読み上げたとおり、検察官に対しては実質経営する私がおどされたんですよと。いざそれを離れると、こちらでは一社員ですと使い分けておられますね。これは通る話ではございません。よって、審査の結果どおり該当するということに賛成いたしたいと思います。

以上でございます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、濱野議員の資格決定の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、地方自治法第92条の2に該当するものがあります。この地方自治法第92条の2の兼業禁止の規定に該当し、議員の資格を有しないという決定については、地方自治法第127条第1項の規定によって出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要といたします。

ただいまの出席議員は9人であります。3分の2は6人です。採決の方法

は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、採決の方法は投票によることに決定いたしました。
議場閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○藤堂議長 ただいまの出席議員は9人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に4番 金澤議員、6番 宮寄議員および7番建部議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○藤堂議長 念のため申し上げます。

本件は、委員長報告の報告書のとおり決定することに賛成の方は投票用紙に賛成、反対の方は反対と表記してください。もう一度申し上げます。委員長報告の報告書のとおり決定することに賛成の方は投票用紙に賛成、反対の方は反対と表記してください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○藤堂議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○藤堂議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

金澤議員、宮寄議員、建部議員、開票の立ち会いをお願いします。

○藤堂議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成6票、反対3票、以上のとおりでありました。

これで議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○藤堂議長 投票の結果、賛成票6票で3分の2以上となりました。

したがって、濱野議員の議員の資格決定の件は委員長の報告書のとおり議員の資格を有しないと決定いたしました。

西澤議員。

○西澤議員 既に記録がとられていますので間違いないと思いますが、議長のほうから再度確認をしていただきたいと私は思っています。建部委員長の報告書のところに、審査経過と理由ということで述べられていますので、再度審査経過と理由を委員長が報告をしたことについて確認をいただきたいと思えます。委員長が報告で理由と言われました。そのことを確認いただいたらいいんです。

○藤堂議長 確認の必要もないと思えますので却下します。

濱野議員の入場を許します。

(1番 濱野議員 入場)

○藤堂議長 濱野議員が入場されました。

ご報告申し上げます。濱野氏の資格決定の件については、議員の資格を有しないことに決定しました。

ここで、濱野議員の資格決定書の交付を行います。

議案第174号 資格決定書交付について。

甲良町議会濱野圭市様。

甲良町議会議長 藤堂与三郎。

資格決定書交付について。

平成23年2月8日。

藤堂一彦議員・建部孝夫議員・西澤伸明議員・木村修議員・宮寄光一議員から提出された資格決定要求書に基づくあなたの資格の有無については別紙資格決定書のとおり決定したので、地方自治法第127条第4項の規定において準用する第118条第6項の規定により交付します。

なお、この決定に不服があるときは、地方自治法第127条第4項の規定において準用する第118条第5項の規定により、決定があった日から21日以内に滋賀県知事に審査を申し立てることができるので申し添えます。

続いて、資格決定書を局長に朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 資格決定書。

資格の決定を求めた議員 藤堂一彦議員、建部孝夫議員、西澤伸明議員、木村修議員、宮寄光一議員。

資格の決定を求められた議員 濱野圭市議員。

濱野圭市議員の議員の資格の有無につき、次のように決定する。

1、決定。

地方自治法第92条の2の規定に該当する。

2、理由。

株式会社浜野工務店は、甲良町の指名願申請業者である。平成21年7月9日、甲良町発注の「甲良町介護福祉空間および子育て支援センター建設工事」を落札した。

滋賀県知事への届け出によれば、平成21年5月1日から平成22年4月30日までの完成工事高は2億6,495万3,000円である。上記町発注の完成高は1億5,164万円となっており、町の発注高が57%を占める。これは明らかに地方自治法第92条の2が示している「主として」に該当する。

濱野圭市議員は、現在公判中の甲良町官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件に関し、「役員につく株式会社浜野工務店」、あるいは「私が実質経営する浜野工務店」と記載した供述調書に署名・捺印している。この調書の存在は公判で弁護士から読み上げられ聴衆も知る事実である。そしてこれは、濱野圭市議員が上記入札に参加し、直接応札していることや議会で自身の辞職勧告決議案が上程された際の弁明で「私どもの会社」と名乗り経営方針を話していることなど、「実質経営者」として濱野圭市議員の立場を表明した状況証拠を決定的に裏づけるものである。

よって、濱野圭市議員は地方自治法第92条の2に該当する。

平成23年2月21日。

甲良町議会。

○藤堂議長 この資格決定においては、議会で決定されたときから議員の身分を失うことになっておりますので、濱野氏の退席を求めます。

(1番 濱野議員 退席)

○藤堂議長 ここで1番の議席が空席となりましたが、議席の変更はしないということよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、日程第3 発議第2号 山田議員の議員資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって山田議員の退場を求めます。

(9番 山田議員 退場)

○藤堂議長 本件について、委員長の報告を求めます。

建部資格審査特別委員長。

○建部資格審査特別委員長 それでは、資格審査特別委員会の審査報告書、パート2でございます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

発議第2号 山田議員の議員資格の決定の件でございます。

審査の結果は、継続審査とするということでございます。

その審査の経過でございますが、山田壽一議員は、甲良町に住民登録をしているが、そこには生活の実態・根拠がないことから被選挙権のありやなしかについて慎重に審査をいたしました。

その結果、山田壽一議員については、いろいろな場所で愛荘町常安寺711番地または712番地と名乗っており、そこに生活の実態なり根拠があるものと思われま。しかし、住民登録は甲良町長寺599番地5にしている。この地には、電気・水道・家など、生活の実態・根拠となるものが一切なく、住所要件は何もないことから、被選挙権を有しないものと確信するが、今、このことの調査を進めている町、とりわけ住民基本台帳法に基づくところ、また、公職選挙法に基づくところの見解なり、判断を当委員会の決定に至る参考にいたしたいことから、3月議会最終日まで、予定では3月18日になってございますが、までの継続審査とすることに決定いたしました。

以上でございます。

○藤堂議長 これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑のある方。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

委員長の報告は、審議未了であり、継続審査とするでございます。

よって、発議第2号 山田議員の資格決定の件については継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

山田議員の入場を許します。

(9 番 山田議員 入場)

○藤堂議長 山田議員が入場されました。

ご報告申し上げます。

山田議員の議員資格決定の件については、審議未了であり、継続審査とすることに決定をいたしました。

ここで、議事の都合により、しばらく休憩をいたします。約 5 分間。

(午前 10 時 30 分 休憩)

(午前 10 時 35 分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、濱野議員の失職により追加日程 1 を追加いたします。

追加日程 1 の 1 会議録署名議員の追加指名を行います。

本日会議録署名議員に、1 番 濱野議員を指名いたしました。濱野議員の資格決定を有しないと決定いたしました。

したがって、会議録の署名議員の追加指名をいたします。

本日の会議録署名議員に、3 番 木村議員を指名いたします。

次に、追加日程 1 の 2 総務民生常任委員会委員長の選任についてを議題といたします。

ただいま総務民生常任委員会委員長に欠員が生じました。

よって、次の休憩中に総務民生常任委員会を開催され、委員長を選任されるようお願いいたします。

ここでしばらく休憩します。

(午前 10 時 36 分 休憩)

(午前 10 時 45 分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

さきの休憩中に総務民生常任委員会が開催され、委員長の互選が行われました。

その結果、総務民生常任委員会委員長に建部議員が互選されましたのでご報告します。

次に、追加日程 1 の 3 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議会運営委員会委員に欠員が生じました。

よって、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、本職において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員に建部議員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

次に、追加日程1の4 ただいま大滝山林組合議会議員に欠員が生じたので、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に藤堂一彦議員を指名いたします。

お諮りをします。

ただいま指名いたしました藤堂一彦議員を大滝山林組合議会議員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤堂一彦議員が大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました藤堂一彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

次に、追加日程1の5 湖東広域衛生管理組合議会議員に欠員が生じたことにより、選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推せんにしたいたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に、私、藤堂与三郎を指名いたしたいと思います。

お諮りをします。

ただいま指名いたしました、私、藤堂与三郎を湖東広域衛生管理組合議会議員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、私、藤堂与三郎議員が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選しました。

次に、追加日程1の6 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、資格審査特別委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

資格審査特別委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

藤堂一彦議員。

○藤堂議員 8番 藤堂です。

議会広報発行のルールに関する決議(案)を申し上げたいと思います。

このルールにつきましては、広報の発行のルールだけでなく、議会運営に対してもこのルールはやっぱり守っていくのが普通であろうと思いますので、申し上げます。

(「賛成」の声あり)

○藤堂議長 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

追加日程第2の1 発議第4号、藤堂一彦議員から議会広報発行のルールに関する決議（案）が提出されています。

この発議は、提出者 藤堂一彦議員、賛成者 西澤議員、宮寄議員ということで動議は成立をいたします。

それでは、藤堂一彦議員の提案説明を求めます。

藤堂一彦議員。

○藤堂議員 議長の許しを得ましたので、動議をいたしたいと思います。

今、議長が申されましたように、議会広報発行ルールに関する決議（案）、これは、私がこの動議を出させていただいたのは、ただ広報発行のルールだけじゃなくて、今後の議会運営にも関係することであるという思いで提案させていただきました。

議会広報発行のルールに関する議決（案）。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出いたします。

23年2月21日。

議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 藤堂一彦。

賛成者 西澤伸明。

賛成者 宮寄光一でございます。

第42号（2011年2月1日発行）の「こうら議会だより」編集にかかわって、見過ごすことができない事態が起きた。すなわち、本年1月の広報特別委員会において、昨年12月の本会議において可決された官製談合疑惑調査特別委員会の調査報告書の内容を掲載しないという驚くべき決議を行い、同報告書が「可決」したことだけを記事にした。これは、私の本会議で決まったことだから載せるべきだとの再三の説得にもかかわらず、山田議員、濱野議員、丸山議員、そして金澤広報委員長として「多数決」だということで押し切られました。

議会広報は、議会で決まったことを町民にお知らせすることが最大の使命である。これまで、議会広報を創刊してより、「ありのままに、わかりやすく」との研修を幾度も受け、その編集方針を心がけて論議を重ねてまいりました。

疑惑問題の解明に努力に泥をかぶせようとする愚行であり、本会議で決定された官製談合の調査報告の内容を町民の目から覆い隠そうとする意味でも、また本会議における「議会広報で町民に知らせる」との決議を広報委員会が覆す暴挙であり断じて許すことができないというふうに思いました。

よって、本会議の決定をほごにした4議員に断固として抗議の意を表明す

るとともに、「ありのままに、わかりやすく」との編集に心がけて、親しまれる議会広報に尽くしていきたいと考えております。

以上、決議する。

2月21日。

以上でございます。

○藤堂議長 藤堂一彦議員の提案説明が終わりました。

質疑はありませんか。

4番 金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

藤堂議員からこういう内容の決議（案）が出されましたけれども、当時、私も副議長で広報担当委員長をやっているとして、今、藤堂議員もこの問題、百条委員会の問題を言いましたけれども、私は委員長として委員の意見を皆さんに聞きまして、このときは委員の意見は、百条委員会の結果はまだ何も出ていないと。だから、藤堂一彦議員の言う委員長としての報告書は、談合ありきという、多数決で決まったことに対する内容が町民を意識づけるような言葉が沢山入っているから、結果が出てから載せたらどうかと。そして、今こういうふうに官製談合が議会で議決されたということは当然載せていくということ全部提案して了承されたものであり、こんな抗議を受ける必要は全くありませんし、藤堂議員につきまして、私が委員長のときにこの広報の内容を全面的に委員長の許可もなしに勝手に微妙な判断は許可しても、全面的に内容をすりかえた実績があります、この人は。それで、その委員会で私が悪かったと謝罪しているんです、この人は、この議員は。

だから、自分のことは棚に上げて、何で私たち4人が批判されることがあるのか。もう一度藤堂議員に聞いてください、内容が違うか。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

藤堂一彦議員。

○藤堂議員 今、金澤委員が申されましたが、しかし、本会議において報告書が可決されております。その可決内容を広報で掲載するのは当然であると私は思います。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 私は、何も広報に掲載しないということは一言も言っていません。これをもう少し結果が出てから町民に広報として出したらどうかと、そういう提案をした中で、委員会でもまだ時期尚早だからということでこういう結論に至ったわけです。

だから、やはり百条委員会でも多数決でいろんな意見が決まった中で、少数意見は少数意見として取り上げると私は言ったんです。それなのに、自分

の意見が通らないからこういう決議（案）を出すということはもってのほかだと思いますよ。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

当時、私も広報特別委員会の委員でありました。私は、百条委員会の議決のときには除斥をしております。内容はあまりわかってはいなかったんですけども、いつ、どういう形で町民の方々に報告をするか。広報で本当に全部の、今まであったことを報告書の中を全部報告するのか、抜粋して要所要所だけをするのか、そういう詳しい内容も私も伺っておりませんでしたし、あの委員会、過去13回か、あった委員会の中の議事録を抜粋しながら報告書をつくり、そして広報として発行するにはあまりにも時間がなさ過ぎてなかなかまとめられない。談合ありきというような報告書の中でまとめるとすればそのような形になりますので、委員会の中で結果を待ちながら、その結果を把握した上で正確な報告書を作成すればどうかなというような意見がございました。委員の中でそういう意見に皆さん賛同してこういう結果になったわけでございます。

決して報告書の公開を拒んでいるわけではございませんでしたので、このように我々が抗議の対象にされるとは遺憾に思っております。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 まず1点目です。金澤議員が、広報委員会で多数で議決をした、このこと自体が間違いだということをこの決議は指摘をしています。12月の本会議で決められた委員長報告、そして調査報告書の最後4、その他では、（2）に、本調査報告書を町民に広く知らせるため議会広報ならびにチラシを発行する。非常に明快なんです。議会広報に載せ、そしてチラシを特別に発行するというのが議会の議決で決まっています。これを一委員会で、本会議で決まったことをひっくり返す、こういうことが間違っているということを確認しようという決議であります。

しかも2人の弁明を聞いていますと、本会議で決まった調査報告書、談合ありきという文章は1つありません。みずからが談合にかかわっていたのではないかということで疑問視され、2人の議員が疑惑を持たれて調査委員会が始まっています。職員が1人、そして元町長が1人。こういう点で、疑

惑がこういう事実であったという調査報告書です。

ですから、この広報委員会で今年の1月、内容を掲載しないというように、いみじくも2人が掲載しないことを論議して、そして決議したことが白状されましたが、こういうことが間違いだということをはっきりと議会として確認する必要がある。そして、内容は遺憾としても本会議で決まったこと、これを載せるというのは当たり前前のルールであります。

私ごとで言えば、反対する議案、幾つもございます。多数によって私の意にしないところが可決をします。けれども、前期以外は広報委員を務めてまいりました。しかし、私の意にしない本会議の議決であっても、これは本会議の決議に基づいた広報委員会ですから、載せるということで論議を勧めて、見出し、そして書き方、そしてどういように抜粋するかは論議がございました。しかし、内容を一切知らせないということ自体言語道断であります。こういう点では全く許せない暴挙を1月に金澤委員長のもとでされました。

私は、金澤委員長が続けて広報委員長をされたら、問責決議ないしは不信任決議を出す予定でありましたが、2月の冒頭に副議長を退任されましたので、その決議は出さずに至りました。

しかし、2人の今、質疑の内容を聞いていますと、そういうことを全く反省がない。本会議で決まったことを覆す。こういうことはしてはならないということをはっきり議会が示す必要がございます。

山崎昭次議員が生前でおられましたら、5人の議員対藤堂一彦元百条委員会の委員長、これが広報委員の6人であります。この論議の中で、決まったことだから載せる。2人の弁明を聞いていますと、これがどういうふうに進展するかははっきりしてから載せる。こんなことは関係ないんです。予算で言えば、予算が執行されてどういような状態になったか見きわめてから予算内容を広報に載せる、こういうことをしなければなりません。

ですから、百条委員会の内容だけを推移を見てから載せるということ自体は、町民の目から談合の疑惑、10カ月続けてきた百条委員会の調査報告そのものを町民に知らせないという決定を一委員会がひっくり返す。本会議でやったことを一委員会がひっくり返すということにほかなりません。ですから、こういうことは断じて許してはならない。しかし、広報委員会は、広報40号は、42号は発行されました。

振り返ってみますと、40号はまだ百条委員会が何の結論も出していないのに途中経過を出しました。どういう証人を呼んでどういう審議があったか。濱野議員が原稿を書いたと自認をされて言われていますが、そういう点で濱野議員が書いた原稿が広報委員会で40号に掲載される。こういうこと自体が異常であります。そして、本会議で決まったことを載せない。そういう決

議を行うことは断じてだめだということを議決をしていって、二度とこんなことが起こらないようにしていく必要があります。このことを許せば他の常任委員会、3件、そして総務でも、本会議で決まったことをひっくり返す何らかの議決を許すことになります。

そういう点で、私は賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 私は、今、西澤議員が言っていますけども、2人で、山田議員ということは、私は委員長として委員会をまとめた総意に基づいて、まとめて報告したわけです。それでこういう決定で、ただ内容的には時期尚早じゃないかと。もう少し詳しく出てから報告したらどうかというふうに皆さんが意見があったからまとめただけであって、議会の議決を無視したとかは一切ありません。ただ、そういうふうに議会で議決したことは、こういうことを議会で、百条委員会で議決されたということは当然載せていくべきだと言っていて、議会を軽視したことは一切ありませんし、それはここにいる藤堂議員がその場に立会しているから確認したらわかることですし、そういうことを言われることはありませんし、そして、やはりそのときの発言の内容は、この問題がもっと深く結果が出てから出したらどうかと、そういう委員からの意見があったからこういうようにまとめたことであって、藤堂議員の意見も少数意見として十分配慮したつもりです。そんなことで何で私たちがこんなことを言われるのか、まことに心外です、これは本当に。

私は反対討論。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を打ち切ります。

追加日程第2の1 発議第4号 議会広報発行のルールに関する決議(案)を採決します。

お諮りをします。

議会広報発行のルールに関する決議(案)に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 着席願います。

起立多数であります。

したがって、本発議は可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

○北川町長 閉会にあたりまして、あいさつを申し上げます。

2月4日に開会をいたしましたこの2月臨時議会、本日21日までの17日間、過去に例のない長い会期の臨時議会であったかなと、このような思いをしております。

その中で、私どもも行政が提案をさせていただきました22年度の第4号の一般会計の補正予算、それにつきましても開会日から10日までの6日間による委員会付託による審議等をいただきました。教育施設整備、図書館整備、あるいは図書の購入等、非常にあすの甲良を担う子どもたちのために予算を計上させていただきました。僅差ではありましたがご承認もいただきました。このことを受けて、私どもも予算編成の中でしっかりと審議をさせていただき、議員の皆さんともどもに議論していただく中で、町民の皆さんが安心できる行政運営を心がける、そのためのただいま新年度の予算編成もしている最中であります。

山田前議長、21年2月5日から23年2月4日まで2年間、滋賀県の町村議長会ならびに犬上郡の議長会および甲良町議会のかなめとして頑張っていたいただきました。その労苦に感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

また、金澤前副議長は、昨年の2月5日から先般の2月4日まで1年間、議長を補佐して副議長の要職をしっかりと堅持し、甲良町の議会の正副議長として名コンビを組んでいただいて頑張っていたいただきました。大変ご苦労さんでございました。

この2月5日から藤堂与三郎議長ならびに西澤副議長、任期としては来年の2月4日が甲良町議会任期満了でございます。したがって、1年弱という期間になりますが、非常に甲良町の議会、自他ともいろいろな課題を抱えている最中でもございます。そういう中で信頼される議会、そして信頼される町政のためにともどもに頑張っていたいただきたい。そしてともどもに協力して運営をしていきたい。このような思いをいたしております。

きょうは、前濱野議員の失職という、私が記憶の中では前代未聞の結果が出ました。こうしたことも行政が今日まで取り組んできた中でしっかりと反省をして、こういう原因がどこにあったのか、そういうことをよく考え、今後もそのことを町民の皆さん、あるいは県内各地で新聞報道されるたびに、甲良町はどうなってるのやというようなことを聞かれるわけですが、胸を張って甲良町のPRができる、そういう体制づくりに努めていきたい、そういう思いをしております。

そういう意味では、今、新年度の入札について業者さんの申請もいただいている最中でございます。23年度は今までの指名競争入札から条件つき一般競争入札、そういう形でシステムの変更をさせていただいて取り組んでい

るところでございます。そういう中で公正公平な入札制度をしっかりと堅持し、皆さんに安心してもらえる、そういうまちづくりを進めていきたい、このような思いをしております。

もうすぐに新年度の予算審議の始まる3月定例会が、予定として3月7日から開会でございます。非常に17日間の長い期間のあと、しりからまた新年度予算を審議していただく定例会ということで、議員の皆さん、休むいとまもなく、また頑張ってください、そういう形になろうであろうと、そのように思っております。どうぞ議論は議論として、議会の中で大いにさせていただくのも結構です。そして、議会と行政、それもしっかり議論をさせていただく。そしてよりよい方向に導いていく。これが私たち議員あるいは行政に課せられた課題ではないか。このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、閉会のあいさつとします。

ご苦労さんでございました。

○藤堂議長 これをもって、平成23年第1回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時20分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修